参　　考

令和２年分所得税及び復興特別所得税に適用される主な項目と金額

１　税率

(1)　所得税（主なもの）

（課税される所得金額に対して） 195万円未満の金額 …… 5% 195万円以上　330万円未満の金額…… 10% 330万円以上　695万円未満の金額…… 20% 695万円以上　900万円未満の金額…… 23%	900万円以上　1,800万円未満の金額… 33% 1,800万円以上　4,000万円未満の金額… 40% 4,000万円以上の金額…… 45%

(2)　復興特別所得税…… （基準所得税額に対して）2.1%

２　所得控除額（主なもの）

雑損控除額	「損害金額－保険金などで補填される金額」の金額（Ⓐ）を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ①　Ⓐの金額－（所得金額の合計額の10%） ②　Ⓐの金額のうち災害関連支出の金額－５万円
医療費控除額	〔支払った医療費の金額 － 保険金などで補填される金額〕 － 〔10万円と「所得金額の合計額の５%」のいずれか少ない方の金額〕 （最高限度額200万円）
セルフメディケーション税制による医療費控除額	支払った特定一般用医薬品等購入費の金額 － 保険金などで補填される金額 － 12,000円 （最高限度額８万８千円） （注）通常の医療費控除との選択適用
社会保険料控除額	支払った又は給与等から控除される社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金（旧第二種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額
生命保険料控除額	次の①、②、③の合計額（最高限度額12万円） ①　一般の生命保険料の控除額 〔新生命保険料の計の金額（□）を下のＡのiからiiiに当てはめてその□の金額を基に計算した金額（最高４万円）〕 ＋ 〔旧生命保険料の計の金額（□）を下のＢのiからiiiに当てはめてその□の金額を基に計算した金額（最高５万円）〕 ※　Ⓐのみ又はⒶとⒷの両方の場合最高４万円、Ⓑのみの場合は最高５万円 ②　介護医療保険料の控除額 〔介護医療保険料の計の金額（□）を下のＡのiからiiiに当てはめてその□の金額を基に計算した金額（最高４万円）〕 ③　個人年金保険料の控除額 〔新個人年金保険料の計の金額（Ⓓ）を下のＡのiからiiiに当てはめてそのⒹの金額を基に計算した金額（最高４万円）〕 ＋ 〔旧個人年金保険料の計の金額（Ⓔ）を下のＢのiからiiiに当てはめてそのⒺの金額を基に計算した金額（最高５万円）〕 ※　Ⓓのみ又はⒹとⒺの両方の場合最高４万円、Ⓔのみの場合は最高５万円 Ａ　新契約（平成24年１月１日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 ⅰ　20,000円までの場合…… Ⓐ又はⒸ又はⒹの全額 ⅱ　20,000円を超え40,000円までの場合…… (Ⓐ又はⒸ又はⒹ)×1/2＋10,000円 ⅲ　40,000円を超える場合…… (Ⓐ又はⒸ又はⒹ)×1/4＋20,000円 Ｂ　旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 ⅰ　25,000円までの場合…… Ⓑ又はⒺの全額 ⅱ　25,000円を超え50,000円までの場合…… (Ⓑ又はⒺ)×1/2＋12,500円 ⅲ　50,000円を超える場合…… (Ⓑ又はⒺ)×1/4＋25,000円

地震保険料控除額

［損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額（最高５万円）］ ＋ ［長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料の金額の合計額（Ⓑ）（Ⓑの金額が10,000円を超える場合はⒷ×1/2＋5,000円）（最高15,000円）］

（最高限度額５万円）

寄附金控除額

［「特定寄附金の支出額」と「所得金額の合計額の40%」のいずれか少ない方の金額］ － 2,000円

障害者控除額

【控除額（１人につき）】
一般の障害者…… 270,000円
特別障害者…… 400,000円
同居特別障害者…… 750,000円

寡婦・ひとり親控除額

270,000円（ひとり親は350,000円）

勤労学生控除額

270,000円

配偶者控除額

		控除額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
居住者の合計所得金額	900万円以下	38万円	48万円
	900万円超　950万円以下	26万円	32万円
	950万円超　1,000万円以下	13万円	16万円

配偶者特別控除額

		居住者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	48万円超　95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超　100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円

扶養控除額

		控除額
一般の控除対象扶養親族		380,000円
特定扶養親族		630,000円
老人扶養親族	同居老親等以外の人	480,000円
	同居老親等	580,000円

基礎控除額

		控除額
合計所得金額	2,400万円以下	480,000円
	2,400万円超　2,450万円以下	320,000円
	2,450万円超　2,500万円以下	160,000円
	2,500万円超	0円

３　税額控除額（主なもの）

配当控除額

①　課税総所得金額等が１千万円以下の場合……　次の㋑と㋺の合計額
　㋑　剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10%
　㋺　特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×５%

②　課税総所得金額等が１千万円を超え、かつ、課税総所得金額等から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が１千万円以下の場合……　次の㋑と㋺の合計額
　㋑　剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10%
　㋺　［特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額等から１千万円を控除した金額に相当する部分の金額(A)］ × 2.5% ＋ ［特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、(A)以外の部分の金額］ × ５%

③　課税総所得金額等から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が１千万円を超える場合（④に該当する場合を除く。）
　……次の㋑と㋺の合計額

配　当　控　除　額	㋑ [剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額等から１千万円と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額に相当する部分の金額(A)] × ＋ [剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、(A)以外の部分の金額] ×10% ㋺　特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5% ④　課税総所得金額等から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が１千万円を超える場合 ・・・・・・・次の㋑と㋺の合計額 ㋑　剰余金の配当等に係る配当所得の金額×５% ㋺　特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	①　平成26年１月１日から令和２年12月31日までの間に居住の用に供した場合（②を選択する場合を除く。） （居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年） [住宅借入金等の年末残高の合計額（最高4,000万円）] ×１% ……→ [100円未満の端数切捨て] （注）住宅の取得が特定取得に該当しないときは、最高2,000万円 ②　平成26年１月１日から令和２年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、①に代えて認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択するとき （居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年） [住宅借入金等の年末残高の合計額（最高5,000万円）] ×１% ……→ [100円未満の端数切捨て] （注）住宅の取得が特定取得に該当しないときは、最高3,000万円 ③　平成25年中に居住の用に供した場合（④を選択する場合を除く。） （居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年） [住宅借入金等の年末残高の合計額（最高2,000万円）] ×１% ……→ [100円未満の端数切捨て] ④　平成25年中に居住の用に供した場合に、③に代えて認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択するとき （居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年） [住宅借入金等の年末残高の合計額（最高3,000万円）] ×１% ……→ [100円未満の端数切捨て] ⑤　平成24年中に居住の用に供した場合（⑥を選択する場合を除く。） （居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年） [住宅借入金等の年末残高の合計額（最高3,000万円）] ×１% ……→ [100円未満の端数切捨て] ⑥　平成24年中に居住の用に供した場合に、⑤に代えて認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択するとき （居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年） [住宅借入金等の年末残高の合計額（最高4,000万円）] ×１% ……→ [100円未満の端数切捨て] ⑦　平成23年中に居住の用に供した場合（⑨を選択する場合を除く。） （居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年） [住宅借入金等の年末残高の合計額（最高4,000万円）] ×１% ……→ [100円未満の端数切捨て]

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額

⑧　平成21年６月４日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、⑦に代えて認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき

［住宅借入金等の年末残高の合計額（最高5,000万円）］　×1.2%　……→　［100円未満の端数切捨て］

⑨　平成20年中に居住の用に供した場合に、居住の用に供した年以後15年間の各年について行うことができる住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択するとき

A　居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年

［住宅借入金等の年末残高の合計額（最高2,000万円）］　×0.6%　……→　［100円未満の端数切捨て］

B　11年目から15年目までの各年

［住宅借入金等の年末残高の合計額（最高2,000万円）］　×0.4%　……→　［100円未満の端数切捨て］

⑩　平成19年中に居住の用に供した場合に、居住の用に供した年以後15年間の各年について行うことができる住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択するとき

A　居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年

［住宅借入金等の年末残高の合計額（最高2,500万円）］　×0.6%　……→　［100円未満の端数切捨て］

B　11年目から15年目までの各年

［住宅借入金等の年末残高の合計額（最高2,500万円）］　×0.4%　……→　［100円未満の端数切捨て］

⑪　家屋について高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をして、平成28年１月１日から令和２年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅借入金等特別控除などの適用に代えて特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択するとき

（居住の用に供した年（１年目）から５年目までの各年）

［特定増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額（Ⓐ）（最高250万円）］　×２%　＋　［増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額－Ⓐ（最高1,000万円）］　×１%　→　［100円未満の端数切捨て］

（注）住宅の取得等が特定取得に該当しないときは、Ⓐは最高200万円

<table>
<tr>
<td>（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額</td>
<td>
⑫　家屋について断熱改修工事等を含む増改築等をして、平成28年１月１日から令和２年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅借入金等特別控除などの適用に代えて特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択するとき
（居住の用に供した年（１年目）から５年目までの各年）

［特定断熱改修住宅借入金等の年末残高の合計額（Ⓐ）（最高250万円）］ ×２％ ＋ ［断熱改修住宅借入金等の年末残高の合計額－Ⓐ（最高1,000万円）］ ×１％ → ［100円未満の端数切捨て］

（注）住宅の取得等が特定取得に該当しないときは、Ⓐは最高200万円

⑬　家屋について多世帯同居改修工事等をして、平成28年４月１日から令和２年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅借入金等特別控除などの適用に代えて特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択するとき
（居住の用に供した年（１年目）から５年目までの各年）

［特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高の合計額(Ⓐ)（最高250万円）］ ×２％ ＋ ［多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高の合計額－Ⓐ（最高1,000万円）］ ×１％ → ［100円未満の端数切捨て］

⑭　自己の所有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった場合、一定の住宅の取得等をして、かつ、その居住の用に供することができなくなった日から令和２年12月31日までの間に、自己の居住の用に供した場合に、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除を受けるとき

A　平成26年４月１日から令和２年12月31日までの間に居住の用に供した場合
（居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年）

［再建住宅借入金等の年末残高の合計額（最高5,000万円）］ ×1.2% ……→ ［100円未満の端数切捨て］

B　平成25年１月１日から平成26年３月31日までの間に居住の用に供した場合
（居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年）

［再建住宅借入金等の年末残高の合計額（最高3,000万円）］ ×1.2% ……→ ［100円未満の端数切捨て］

C　平成23年１月１日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合
（居住の用に供した年（１年目）から10年目までの各年）

［再建住宅借入金等の年末残高の合計額（最高4,000万円）］ ×1.2 ……→ ［100円未満の端数切捨て］
</td>
</tr>
<tr>
<td>政党等寄附金特別控除額</td>
<td>
次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

① ［（政党等寄附金の額（注））－（2,000円－「政党等寄附金以外の寄附金の額」（赤字のときは０））］ ×30%

②　所得税の額の25%相当額

（注）所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。
</td>
</tr>
</table>

認定NPO法人等寄附金特別控除額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① [（認定NPO法人等寄附金の額（注））－（2,000円－「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額」（赤字のときは０））]×40% ② 所得税の額の25%相当額 （注）所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。
公益社団法人等寄附金特別控除額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① [（公益社団法人等寄附金の額（注））－（2,000円－「公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額」（赤字のときは０））]×40% ② 所得税の額の25%相当額 （注）所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。
住宅耐震改修特別控除額	令和２年中に住宅耐震改修をした場合 [住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（特定改修：最高250万円）] ×10% → [100円未満の端数切捨て] （注）住宅耐震改修に要した費用の額に消費税等が含まれている場合を示している。
住宅特定改修特別税額控除額	令和２年中に居住の用に供した場合 [高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額（最高200万円）] ×10% → [100円未満の端数切捨て] [一般断熱改修工事等の標準的な費用の額（最高250万円）（太陽光発電設備設置工事を含む場合は最高350万円）] ×10% → [100円未満の端数切捨て] [多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額（最高250万円）] ×10% → [100円未満の端数切捨て] [住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 ＋ 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額（最高250万円（太陽光発電設備設置工事を含む場合は、最高350万円））] ×10% → [100円未満の端数切捨て] [住宅耐震改修の標準的な費用の額 ＋ 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 ＋ 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額（最高500万円（太陽光発電設備設置工事を含む場合は、最高600万円））] ×10% → [100円未満の端数切捨て] （注）高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等の額に消費税等が含まれている場合を示している。
認定住宅新築等特別税額控除額	令和２年中に居住の用に供した場合 [認定住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額（特定改修：最高650万円）] ×10% → [100円未満の端数切捨て] （注）認定住宅の新築等に係る対価の額に消費税等が含まれている場合を示している。